

青森県報

第九百三十四号

令和七年

七月二日

(水曜日)

訓

令

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年七月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第七項中「ときは」の下に「、あらかじめ部分休業（変更）申出書（第二号様式の七）により知事に申出（同条第三項の規定により当該申出の内容を変更する場合にあつては、変更の申出）をし」を加え、「第二号様式の七」を「第二号様式の八」に改め、同条第八項中「第二号様式の八」を「第二号様式の九」に改める。

第七条の四第一項中「第二号様式の九」を「第二号様式の十」に改め、同条第二項中「第二号様式の十」を「第二号様式の十一」に改める。

第七条の五中「第二号様式の十一」を「第二号様式の十二」に改める。

第二号様式の七を次のように改める。

目 次

訓 令

公 告

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………（人事課）…一

○大規模小売店舗の廃止の届出……………（地域企業支援課）…四

○道路の位置の指定……………（三八県土整備事務所）…五

人事委員会

○人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………（事務局）…五

○人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則）……………（同）…五

○人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…六

公安委員会

○運転免許取得者等教育の認定の取消し……………（運転免許課）…六

○運転免許取得者等検査の認定の取消し……………（同）…六

公営企業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………（整備企画課）…七

第2号様式の7 (第7条の3関係)

青森県知事 殿

所 属 職氏名

年 月 日

部 分 休 業 (変 更) 申 出 書

部分休業の承認を請求したいので、下記のとおり (申出の内容変更を) 申し出ます。

記

1 申出対象期間	年度			
	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年 月 日		
2 請求に係る子				
3 (変更後の) 申出の内容	☐ 第一号部分休業 (1日に2時間を超えない範囲内) ☐ 第二号部分休業 (1年につき10日相当の時間を超えない範囲内)			
4 変更年月日	年	月	日	
5 変更が必要な事情				
6 備 考				

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可) を添付すること。
- 3 該当する□には、レ印を記入すること。

第二号様式の十一を第二号様式の十二とし、第二号様式の八から第二号様式の十までを一様式ずつ繰り下げ、第二号様式の七の次に次の一様式を加える。

第2号様式の8 (第7条の3関係)
(その1) 第1号部分休業の承認に係る請求の場合
(表)

青森県知事 殿

所 属 職氏名

年 月 日

部 分 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年 月 日			
	生 年 月 日	年 月 日			
2 請 求 期 間	年 月 日	毎日／曜日等	時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日	時 分から 時 分まで		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ その他 ()	時 分から 時 分まで		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日	時 分から 時 分まで		
3 備 考					

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
- 3 該当する□には、レ印を記入すること。

(裏)

[illegible]

(その2) 第2号部分休業の承認に係る請求の場合
(表)

殿
青森県知事

所屬
職氏名

書 求 請 認 承 業 休 分 部

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

也

[illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

(裏)

[illegible]

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

公告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月二日

青森県知事 宮下宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シヨツピングタウンアクロス柏

つがる市柏稲盛岡本八九 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二

代表取締役 伊藤光博

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
一、六七三平方メートル	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和七年六月十五日

五 届出年月日

令和七年六月十九日

出 先 機 関

青森県三八県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、青森県三八県土整備事務所及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月二日

青森県三八県土整備事務所長 羽 田 英 明

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三戸郡階上町大字道仏字耳 ケ吠三三の七	一四一・八六メー トル	六・〇〇メートル	令和 七・六・四

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第十五項第一号中「作業が警戒区域等で行われた場合にあっては、当該額に

その百分の百に相当する額を加算した額」を「大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、千八十円」に改め、同条第十六項を次のように改める。

16 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の前項第一号の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第二号に定める額）とする。

一 第二条第十一項第一号に掲げる作業に日没時から日の出時までの間に従事する場合 千二百六十円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、千六百二十円）

二 第二条第十一項第一号に掲げる作業に警戒区域等において従事する場合 千六百八十円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、二千百六十円）

第五条第十七項中「従事した場合における第十五項第一号（同号括弧書きに規定する額が加算される場合を除く。）の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは「千六百八十円」を「従事する場合の災害応急警備等手当の額は、前二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、千六百八十円」に改める。

附則第一項中「従事した場合における第五条第十五項第一号（同号括弧書きに規定する額が加算される場合を除く。）の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは「千六百八十円」を「従事する場合の災害応急警備等手当の額は、第五条第十五項及び第十六項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、千六百八十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する

規則

人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十四条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（「及び」（昭和二十二年法律第四十九号）を削り、「よる」を「よる同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」に、「については、当該」を「の介護時間については、一日につき」に、「時間」を「時間」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第九条中「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第〇〇号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第五項の規定により、於本自動車学校株式会社が行う運転免許取得者等教育の認定を取り消したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十二条に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 取り消した運転免許取得者等教育の課程の区分

二 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号及び第六号に掲げる課程
取り消した年月日
令和七年七月一日

青森県公安委員会告示第〇〇号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の三第二項の規定により、於本自動車学校株式会社が行う運転免許取得者等教育の認定を取り消したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第十三条に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 取り消した運転免許取得者等教育の方法の区分

二 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第一号及び第二号に掲げる方法
取り消した年月日
令和七年七月一日

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年七月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規定は、令和七年十月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭